



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 7月29日金曜日 第1680号

## ◇ 目 次 ◇

字の廃止（宇和島市）.....	795
危険物取扱者試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更.....	795
消防設備士試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更.....	795
医療機関の指定.....	796
施術機関の指定.....	796
指定医療機関の廃止の届出.....	796
指定介護機関の名称の変更.....	796
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	796
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	797
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（4件）.....	798
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（3件）.....	799
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	800
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	800
化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正.....	801
指定居宅サービス事業者の指定.....	801
指定居宅介護支援事業者の指定.....	802
指定介護老人福祉施設の指定.....	802
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	802
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	802
指定居宅サービス事業の廃止.....	802
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	803
指定居宅介護支援事業の廃止.....	803
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	803
土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....	803
市営土地改良事業の施行の同意.....	806
県有林管理経営事業従事者の駐在所の位置、名称及び担当区域の一部改正.....	807
コイの持ち出しの制限をする水域.....	807
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	807
道路の位置の指定.....	807

## 公 告

土地の売払い（2件）.....	808
愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	809

## 人事委員会規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	810
------------------------------	-----

## 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	810
---------------------	-----

## 雑 報

内水面漁場管理委員会指示.....	810
-------------------	-----

## 任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	811
---------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大字本九島、大字百之浦及び大字蛤の区域内の小字を全部廃止する。

### ○愛媛県告示第1467号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定に基づき、危険物取扱者試験に係る指定試験機関から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 2 主たる事務所の所在地

変更前	東京都港区麻布台一丁目11番9号
変更後	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号

- 3 変更年月日

平成17年 8月1日

### ○愛媛県告示第1468号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定に基づき、消防設備士試験に係る指定試験機関から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 2 主たる事務所の所在地

変更前	東京都港区麻布台一丁目11番9号
変更後	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号

- 3 変更年月日

平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
西田歯科医院	西 田 雅 一	伊予郡松前町恵久美63 4-2	平成17年 6月13日
岡 宮 眼 科	医療法人 岡 宮 眼 科	北宇和郡鬼北町近永14 89番地1	平成17年 6月1日
さかろく調剤薬 局	株式会社 日本サンメディ ックス	八幡浜市向灘字高城22 9-2	平成17年 6月1日
中西歯科矯正歯 科	中 西 正 一	新居浜市中須賀町二丁 目2-28	平成17年 6月1日

○愛媛県告示第1470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関が、名称を次のように変更した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介 護 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
老人保健施設ヒロセ	介護老人保健施設ヒロセ	医療法人陽成会	今治市国分7-4-1	平成17年1月16日

○愛媛県告示第1473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人フラット	今治市新谷乙223番地72	特定非営利活動法人フラット訪問介護事業所	今治市北宝来町三丁目1-13	平成17年5月31日
株式会社アコンプリシー	松山市久万ノ台176番地3	訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成17年6月7日
株式会社アコンプリシー	松山市久万ノ台176番地3	訪問入浴サービス笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成17年6月7日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン八幡浜中央ケアセンター	八幡浜市1569-14阿部貸店舗1F1号	平成17年4月1日
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	平成17年5月30日

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
星野鍼灸接骨院	星 野 泰 隆	今治市南高下町4-1 -1	平成17年 6月22日

○愛媛県告示第1471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡 宮 眼 科	岡 宮 史 武	北宇和郡鬼北町近永14 89番地1	平成17年 6月1日
河野歯科医院	河 野 文 子	八幡浜市保内町宮内2 番耕地66番地	平成17年 4月13日
さかろく調剤薬 局	酒六株式会社	八幡浜市向灘字高城22 9-2	平成17年 6月1日
中西歯科矯正歯 科	中 西 憲 正	新居浜市中須賀町二丁 目2-28	平成17年 6月1日

宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	老人短期入所施設湯乃香荘	北宇和郡津島町大字山財5861番地	平成17年6月1日
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	ケア・サポート太陽指定訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	平成17年6月8日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問介護事業所プラチナガーデン	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年6月15日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	通所介護事業所プラチナガーデン	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年6月15日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	短期入所生活介護事業所プラチナガーデン	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年6月15日
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	訪問介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成17年6月16日
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	通所介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成17年6月16日
有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154-3	痴呆対応型共同生活介護事業所まごころケア	新居浜市大生院154-3	平成17年6月16日
株式会社悠遊社	松山市余戸南2-24-38	デイホームきて民家	西条市丹原町願連寺214番地2	平成17年6月21日
有限会社オアシス	伊予郡砥部町高市1318番地	グループホームぼかぼか	伊予郡砥部町高市1318番地	平成17年7月8日
有限会社別当	宇和島市別当五丁目3番2号	グループホームコスモス	北宇和郡三間町黒川385-1	平成17年7月11日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	デイサービスセンター結い	南宇和郡愛南町御荘平城3778-1	平成17年7月7日
医療法人三省会	今治市常盤町5-3-37	ときわホームヘルプサービス	今治市常盤町5-3-37	平成17年7月6日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービスセンター虹	宇和島市柿原1280番地	平成17年7月11日

## ○愛媛県告示第1474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人口羽外科胃腸科医院	北宇和郡津島町高田丙547-1	口羽指定居宅介護支援事業所	北宇和郡津島町高田丙547-1	平成17年5月24日
有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	平成17年5月30日
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	ケア・サポート太陽指定居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	平成17年6月8日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援事業所プラチナガーデン	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年6月15日

有限会社ひまわりの郷	新居浜市大生院154 - 3	指定居宅介護支援事業所まごころケア	新居浜市大生院154 - 3	平成17年 6月16日
医療法人三省会	今治市常盤町 5 - 3 - 37	指定居宅介護支援事業所村上	今治市常盤町 5 - 3 - 37	平成17年 4月 1日

○愛媛県告示第1475号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人陽成会	今治市拜志 1 番26号	（変更後） 介護老人保健施設ヒロセ	今治市国分 7 - 4 - 1	平成17年 1月16日
		（変更前） 老人保健施設ヒロセ		

○愛媛県告示第1476号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協御荘訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協内海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町柏434番地 1	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協一本松訪問介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協西海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212番 地 1	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協御荘訪問入浴事業所	南宇和郡愛南町榎月212番 地 1	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城21 39番地	愛南町社協指定通所介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212番 地 1	平成17年 4月 1日
	（変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049 番地 1			

○愛媛県告示第1477号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業

を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
介護センターアットホーム 合資会社	宇和島市川内甲1099 - 6	介護センターアットホーム	（変更後） 宇和島市川内甲1099 - 6	平成17年4月10日
			（変更前） 宇和島市榊形町二丁目1番6号	
介護サービス野の花有限会社	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	介護サービス野の花有限会社	（変更後） 北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	平成17年3月28日
			（変更前） 宇和島市柿原41 - 1	
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35	四国医療サービス株式会社 宇和島営業所	（変更後） 宇和島市高串3番耕地59番4	平成17年1月15日
			（変更前） 宇和島市川内甲1077	

#### ○愛媛県告示第1478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	（変更後） 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地 （変更前） 南宇和郡愛南町一本松5049番地1	愛南町社協城辺訪問介護事業所	（変更後） 南宇和郡愛南町城辺甲2420	平成17年4月1日
			（変更前） 南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	

#### ○愛媛県告示第1479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145 - 34	（変更後） 指定居宅介護支援事業所菊仙荘	今治市菊間町種3560 - 5	平成17年4月13日
		（変更前） 指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター菊仙荘		

#### ○愛媛県告示第1480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人陽成会	今治市栞志1番26号	居宅介護支援事業所ヒロセ	（変更後） 今治市国分七丁目4番36号	平成17年5月1日

(変更前)  
今治市国分7-4-1

○愛媛県告示第1481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	(変更後) 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協居宅介護支援事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成17年4月1日
	(変更前) 南宇和郡愛南町一本松5049番地1		(変更前) 南宇和郡愛南町一本松5049番地1	

○愛媛県告示第1482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町一本松5049番地1	愛南町社協城辺訪問入浴事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	平成17年3月31日
社会福祉法人大島福祉会	越智郡吉海町仁江262-1	指定訪問介護事業所阿育苑	越智郡吉海町仁江262-1	平成13年4月1日
八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	湯島介護支援サービス事業所	八幡浜市大字五反田1番耕地806番地	平成13年4月1日
緒方勝昭	大洲市若宮496	緒方薬局	大洲市若宮496	平成17年2月1日

○愛媛県告示第1483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	平成17年3月31日
社会福祉法人雄美会	北宇和郡吉田町魚棚20-3	居宅介護支援事業所白浦茜荘	北宇和郡吉田町白浦3-2	平成17年4月1日
三間町	北宇和郡三間町宮野下835	三間町	北宇和郡三間町迫目126	平成16年12月1日
八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	湯島介護支援サービス事業所	八幡浜市大字五反田1番耕地806番地	平成13年4月1日

八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	八幡浜市大字松柏1101番地	平成13年 3月31日
------	---------------	---------------------------	----------------	-------------

○愛媛県告示第1484号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正し、平成17年8月1日から施行する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

表宇和島市の項区域の欄中「及び丸山公園」を「丸山公園、吉田町立間尻、吉田町魚棚、吉田町本町、吉田町北小路

、吉田町西小路、吉田町東小路、吉田町裡町、吉田町鶴間、津島町岩松御幸、津島町岩松若宮、津島町岩松新川、津島町岩松上本町1、津島町岩松上本町2、津島町岩松浜田町、津島町岩松下本町1、津島町岩松下本町2、津島町岩松港町1、津島町岩松港町2、津島町岩松港町3及び津島町岩松土居ノ奥」に改め、同表吉田町の項、三間町の項及び津島町の項を削る。

○愛媛県告示第1485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870104951	株式会社ピーエスエス	愛媛県松山市末広町16番地7	訪問介護	訪問介護事業所かすが	愛媛県松山市末広町16番地7	平成17年 6月 1日
3870300781	株式会社アコンプリシ	愛媛県松山市久万ノ台176番地3	訪問入浴介護	訪問入浴サービス笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地5	平成17年 6月 1日
3873900736	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1番地	短期入所生活介護	老人短期入所施設湯乃香荘	愛媛県北宇和郡津島町大字山財5861番地	平成17年 6月 1日
3870501446	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年 6月 1日
3870501453	株式会社サンキュー	大阪府摂津市島飼新町一丁目1番39号	訪問介護	ヘルパーステーションお茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成17年 6月 1日
3870501461	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	通所介護	通所介護事業所プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年 6月 1日
3870501479	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問介護	訪問介護事業所プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年 6月 1日
3870104977	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24 - 38	特定施設入所者生活介護	有料老人ホームゆうゆう	愛媛県松山市余戸南2 - 24 - 38	平成17年 6月10日
3870104993	株式会社ダスキン椿	愛媛県松山市東長戸四丁目2 - 17	福祉用具貸与	ヘルスレント松山ステーション	愛媛県松山市天山三丁目15 - 18	平成17年 6月13日
3870600792	フジケア株式会社	愛媛県西条市下島山甲1384番地	通所介護	デイサービスセンターひうち	愛媛県西条市下島山甲1384番地	平成17年 6月13日
3870105024	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	通所介護	デイサービスセンターゆうゆう	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	平成17年 6月14日
3870600800	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24 - 38	通所介護	デイホームきて民家	愛媛県西条市丹原町願連寺214番地2	平成17年 6月14日
3870104985	社会福祉法人道真会	愛媛県松山市富久町412番地1	通所介護	デイサービスセンターはぶやま	愛媛県松山市高岡町779番6	平成17年 6月15日
3870105016	社会福祉法人道真会	愛媛県松山市富久町412番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホームはぶやま	愛媛県松山市高岡町779番6	平成17年 6月15日
3870300799	財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	通所介護	財団法人正光会デイサービスセンター虹	愛媛県宇和島市柿原1280番地	平成17年 6月20日
3870105040	有限会社四ッ葉	愛媛県松山市石風呂町甲1014番1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム四ッ葉	愛媛県松山市桜ヶ丘643番2	平成17年 6月24日
3871400226	医療法人青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	認知症対応型共同生活介護	アクティブライフ宇和	愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目233番地	平成17年 6月24日

○愛媛県告示第1486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。  
平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870501487	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成17年 6月 1日
3870105008	有限会社コンシェルジュ	愛媛県松山市和田甲53番地1	居宅介護支援	ケアプラザももたろっ	愛媛県松山市和田甲53番地1	平成17年 6月13日
3870105032	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ファミリーケア南江戸	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	平成17年 6月20日

○愛媛県告示第1487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。  
平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3873900728	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1番地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム湯乃香荘	愛媛県北宇和郡津島町山財5861番地	平成17年 6月 1日

○愛媛県告示第1488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。  
平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870104910	藤井吉株式会社	広島県広島市中区東平塚町3番地28	通所介護	デイサービスセンター楽家	デイサービス楽家	愛媛県松山市問屋町334-26	平成17年 6月 1日

○愛媛県告示第1489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。  
平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3860190739	有限会社アシストジャパン	松山市久米窪田町1164番地3	訪問看護	アシストジャパン訪問看護ステーション	愛媛県松山市久米窪田町1164番地3	愛媛県松山市南高井町1817-1	平成16年 10月15日
3870102328	特定非営利活動法人ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	訪問介護	指定訪問介護事業ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目542番3号	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	平成17年 6月 1日
3870102351	特定非営利活動法人ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	通所介護	指定通所介護事業ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目542番3号	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	平成17年 6月 1日

○愛媛県告示第1490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。



平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810128722	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市中村3-1-1	訪問入浴介護	愛媛生協病院	愛媛県松山市来住町10-91-1	平成17年5月31日
3870300245	有限会社ビック	愛媛県八幡浜市松柏516	訪問介護	有限会社ビックあつがるケアサービス	愛媛県宇和島市新町2-1-5	平成17年5月31日
3873200657	日興建設株式会社	愛媛県今治市菊間町浜210番地2	福祉用具貸与	ニッコーケアサービス	愛媛県今治市菊間町浜210番地2	平成17年6月1日
3870200874	有限会社T・Yエンジェル	愛媛県今治市山路410番地16	訪問介護	しまなみヘルパーステーション	愛媛県今治市山路410番地16	平成17年6月13日

○愛媛県告示第1491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102310	特定非営利活動法人ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	居宅介護支援	居宅介護支援事業ライフサポート友伍	愛媛県松山市朝生田町六丁目542番3号	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	平成17年6月1日

○愛媛県告示第1492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810518054	医療法人十全会	愛媛県新居浜市北新町2-73	居宅介護支援	十全第二病院	愛媛県新居浜市角野新田町1-1-28	平成16年7月31日
3870200882	有限会社T・Yエンジェル	愛媛県今治市山路410番地16	居宅介護支援	しまなみケアプランセンター	愛媛県今治市山路410番地16	平成17年6月13日

○愛媛県告示第1493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810928147	医療法人志尚会武村外科胃腸科医院	愛媛県四国中央市三島宮川2-4-2	介護療養型医療施設	武村外科胃腸科	愛媛県四国中央市三島宮川二丁目4番2号	平成17年6月1日

○愛媛県告示第1494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野秋好	新居浜市宮西町1番29号

"	坂本茂久	新居浜市滝の宮町4番13号
"	青木忠好	新居浜市久保田町3丁目2番15号
"	神野強	新居浜市久保田町2丁目7番3号
"	佐野秀夫	新居浜市西の土居町2丁目13番6号
"	今村勝	新居浜市政枝町1丁目7番9号
"	塩崎正勝	新居浜市新田町1丁目17番24号
"	岩佐恒男	新居浜市西の土居町2丁目4番25号
"	松木忠夫	新居浜市江口町8番31号
"	藤田孝三	新居浜市高木町10番29号
"	藤田憲弘	新居浜市江口町14番21号
"	藤田和利	新居浜市河内町7番10号
監事	山内孝之	新居浜市久保田町3丁目3番16号
"	加藤仁	新居浜市政枝町1丁目1番30号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野秋好	新居浜市宮西町1番29号
"	塩崎正勝	新居浜市新田町1丁目17番24号
"	真鍋文男	新居浜市河内町10番12号
"	佐野秀夫	新居浜市西の土居町2丁目13番6号
"	青木忠好	新居浜市久保田町3丁目2番15号
"	神野強	新居浜市久保田町2丁目7番3号
"	今村勝	新居浜市政枝町1丁目7番9号
"	岩佐恒男	新居浜市西の土居町2丁目4番25号
"	坂本茂久	新居浜市滝の宮町4番13号
"	永井多加茂	新居浜市北新町4番8号
"	松木忠夫	新居浜市江口町8番31号
"	藤田孝三	新居浜市高木町10番29号
監事	山内孝之	新居浜市久保田町3丁目3番16号
"	横山一男	新居浜市政枝町1丁目2番5号

○愛媛県告示第1495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	野村 巖	四国中央市上柏町555 - 3
"	鈴木清雄	四国中央市下柏町523
"	三宅繁博	四国中央市下柏町1121
"	高橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	森 英雄	四国中央市三島宮川2丁目1 - 51
"	宮崎利光	四国中央市中之庄町1135
"	飛鷹総慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	佐々木守一	四国中央市寒川町467
"	宮崎武司	四国中央市寒川町2822
"	白峰精一郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星川久幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	河村重義	四国中央市豊岡町長田215

"	鎌倉敏行	四国中央市富郷町豊坂171
"	近藤常房	四国中央市富郷町寒川山393
監事	石村幸雄	四国中央市上柏町945
"	石川保夫	四国中央市中曾根町608
"	妻鳥孝治	四国中央市寒川町2014

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	野村 巖	四国中央市上柏町555 - 3
"	大西 詮	四国中央市上柏町1631
"	鈴木 菊一	四国中央市上柏町753 - 2
"	大西 義夫	四国中央市上柏町990
"	福田 米吉	四国中央市上柏町288
"	村上 一	四国中央市上柏町48
"	川端 春夏	四国中央市下柏町86
"	高橋 清春	四国中央市下柏町481
"	熊野 理太郎	四国中央市下柏町1252
"	加地 隆	四国中央市下柏町1131
"	三宅 栄	四国中央市下柏町1291
"	三宅 勇一	四国中央市下柏町1095
"	鈴木 友一	四国中央市下柏町206
"	井川 義明	四国中央市下柏町55 - 2
"	石川 和男	四国中央市三島宮川1 - 8 - 11
"	高橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	高橋 功	四国中央市中曾根町40 - 2
"	森井 幸三郎	四国中央市中曾根町1257
"	石井 勝一	四国中央市中曾根町1355
"	守谷 稔	四国中央市中曾根町2412
"	福田 定幸	四国中央市中之庄町1490 - 1
"	藤原 俊雄	四国中央市中之庄町674
"	鈴木 義則	四国中央市具定町251 - 2
"	篠原 茂	四国中央市具定町188
"	飛鷹 総慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	三好 忠行	四国中央市寒川町1147
"	妻鳥 孝治	四国中央市寒川町2014
"	加地 将徳	四国中央市寒川町138 - 2
"	長野 成和	四国中央市寒川町538 - 1
"	飛鷹 強	四国中央市寒川町3811
"	高石 昇	四国中央市寒川町3348
"	藤井 一広	四国中央市寒川町4445
"	佐々木 守一	四国中央市寒川町467
"	高橋 長治	四国中央市寒川町3938
"	宮崎 武司	四国中央市寒川町2822
"	篠永 茂行	四国中央市寒川町1430
"	白峰 精一郎	四国中央市豊岡町大町912
"	鈴木 凱夫	四国中央市豊岡町豊田41
"	星川 久幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	一柳 征四郎	四国中央市豊岡町長田1331
"	河村 清成	四国中央市豊岡町岡銅678 - 3
"	続 宗政晴	四国中央市豊岡町大町1353
"	河村 重義	四国中央市豊岡町長田215
"	鎌倉 敏行	四国中央市富郷町豊坂171
"	古川 澄佳	四国中央市富郷町寒川山474
"	高橋 徳則	四国中央市富郷町寒川山736

"	高橋 義博	四国中央市富郷町寒川山1148
"	鎌倉 俊男	四国中央市富郷町豊坂93
"	高橋 関雄	四国中央市富郷町津根山73 - 1
"	西村 信雄	四国中央市富郷町津根山200
"	鎌倉 恒雄	四国中央市富郷町豊坂169
監事	鈴木 良男	四国中央市下柏町939
"	石村 幸雄	四国中央市上柏町945
"	菰田 利雄	四国中央市下柏町589 - 1
"	石川 保夫	四国中央市中曾根町608
"	宮崎 利光	四国中央市中之庄町1135
"	三好 幸	四国中央市寒川町1120
"	続木 忠義	四国中央市寒川町2434
"	森実 忠男	四国中央市豊岡町豊田87
"	定岡 主泰	四国中央市豊岡町長田107
"	曾我部 一仁	四国中央市豊岡町大町1940
"	高橋 正吉	四国中央市豊岡町大町515 - 2
"	高橋 寅夫	四国中央市富郷町寒川山200
"	近藤 常房	四国中央市富郷町豊坂169

○愛媛県告示第1496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町上野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	真鍋 久繁	四国中央市土居町上野3698番地
"	藤田 忠和	四国中央市土居町上野1677番地
監事	井上 宣尚	四国中央市土居町上野3615番地 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	尾崎 清隆	四国中央市土居町上野1674番地
"	井上 瀧雄	四国中央市土居町上野3319番地
監事	真鍋 久繁	四国中央市土居町上野3698番地

○愛媛県告示第1497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町小林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	中川 幸夫	四国中央市土居町小林1642番地
"	越智 正義	四国中央市土居町小林292番地
"	西山 雅啓	四国中央市土居町小林786番地

"	高橋 正隆	四国中央市土居町小林1196番地
"	安藤 数幸	四国中央市土居町小林1222番地
"	石田 安弘	四国中央市土居町小林1753番地
"	村上 豊司	四国中央市土居町小林1325番地
"	越智 惺	四国中央市土居町小林810番地
"	安藤 義夫	四国中央市土居町小林1608番地
"	近藤 カツ子	四国中央市土居町小林295番地
"	川村 重正	四国中央市土居町小林490番地
監事	高橋 利雄	四国中央市土居町小林1559番地
"	河村 克信	四国中央市土居町小林797番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋 弘二	四国中央市土居町小林1214番地
"	越智 勲	四国中央市土居町小林691番地
"	近藤 丈夫	四国中央市土居町小林489番地 1
"	渡辺 英太郎	四国中央市土居町小林138番地
"	高橋 輝子	四国中央市土居町小林5番地
"	星川 幹雄	四国中央市土居町小林1537番地
"	河村 信一	四国中央市土居町小林818番地 1
"	高橋 久	四国中央市土居町小林744番地
"	村上 朋穂	四国中央市土居町小林1105番地
"	松本 光雄	四国中央市土居町中村1794番地
"	河村 治政	四国中央市土居町小林1648番地
監事	星川 卓三	四国中央市土居町小林736番地
"	高橋 進	四国中央市土居町小林304番地 1

○愛媛県告示第1498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町長津干拓土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	河村 薫	四国中央市土居町野田1154番地
"	谷 比呂司	四国中央市川之江町2751番地10
"	安藤 亮一	四国中央市土居町中村1857番地
"	近江 勝一	四国中央市土居町中村250番地
"	河村 康正	四国中央市土居町中村1193番地
"	鈴木 藤喜秋	四国中央市土居町中村611番地
"	辻 政春	四国中央市土居町中村1041番地
"	高橋 正典	四国中央市土居町藤原4番耕地27 - 2
"	加地 正照	四国中央市中曾根町2612番地 2
"	鈴木 政信	四国中央市豊岡町88番地
監事	岡 丈平	四国中央市土居町中村1200番地
"	中川 吾平	四国中央市土居町中村1171番地

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 正 行	四国中央市土居町野田乙27番地
"	谷 比呂司	四国中央市川之江町2751番地10
"	鈴 木 伸太郎	四国中央市土居町中村859番地
"	岡 丈 平	四国中央市土居町中村1200番地
"	梶 本 喜 男	四国中央市土居町藤原 4 番耕地275番地 1
"	鈴 木 政 信	四国中央市豊岡町88番地
"	近 藤 守	四国中央市土居町小林1856番地
"	加 地 宏 輔	四国中央市中曾根町2612番地 2
"	鈴 木 シズ子	四国中央市土居町中村545番地
"	鈴 木 文 幸	四国中央市土居町中村853番地
監 事	安 藤 祐 光	四国中央市土居町中村1008番地
"	山 上 岩 夫	四国中央市土居町中村1869番地

○愛媛県告示第1499号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、宇摩郡土居町中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	苅 田 巖 之	四国中央市土居町中村1003番地
"	加 藤 隆 雄	四国中央市土居町中村1447番地
"	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442番地
"	萩 尾 久美男	四国中央市土居町中村663番地
"	近 江 勝 一	四国中央市土居町中村250番地
"	鈴 木 修 一	四国中央市土居町中村544番地
"	近 藤 通	四国中央市土居町中村579番地
"	高 橋 幸 和	四国中央市土居町中村852番地
"	鈴 木 文 幸	四国中央市土居町中村853番地
"	藤 井 良 男	四国中央市土居町中村958番地
"	渡 辺 俊 信	四国中央市土居町中村1135番地
"	河 村 康 正	四国中央市土居町中村1193番地
"	苅 田 和 子	四国中央市土居町中村1098番地
監 事	岡 丈 平	四国中央市土居町中村1200番地
"	安 藤 祐 光	四国中央市土居町中村1008番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	苅 田 巖 之	四国中央市土居町中村1003番地
"	加 藤 隆 雄	四国中央市土居町中村1447番地
"	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442番地
"	萩 尾 久美男	四国中央市土居町中村663番地
"	近 江 勝 一	四国中央市土居町中村250番地
"	鈴 木 修 一	四国中央市土居町中村544番地
"	近 藤 通	四国中央市土居町中村579番地
"	高 橋 幸 和	四国中央市土居町中村852番地
"	鈴 木 文 幸	四国中央市土居町中村853番地
"	藤 井 良 男	四国中央市土居町中村958番地

"	渡 辺 俊 信	四国中央市土居町中村1135番地
"	河 村 康 正	四国中央市土居町中村1193番地
"	苅 田 和 子	四国中央市土居町中村1098番地
監 事	岡 丈 平	四国中央市土居町中村1200番地
"	安 藤 祐 光	四国中央市土居町中村1008番地

○愛媛県告示第1500号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 壽	西条市玉津81番地
"	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 浦 忠 弘	西条市新田71番地の 2
"	浅 田 文 男	西条市喜多川776番地

○愛媛県告示第1501号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	末 光 久 男	八幡浜市真網代丙710 - 3

○愛媛県告示第1502号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）の施行に平成17年 7月 14日同意した。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1503号

県有林管理経営事業従事者の駐在所の位置、名称及び担当区域（昭和37年 7月愛媛県告示第 530 号）の一部を次のように改正し、平成17年 8月 1日から施行する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表津島町御横県有林事務所の項を次のように改める。

宇和島市御横県有林事務所	宇和島市	宇和島市のうち ち津島町
--------------	------	-----------------

表東予市県有林事務所の項を削る。

○愛媛県告示第1504号

平成17年愛媛県内水面漁場管理委員会指示第 1号に基づきコイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

御舟川水系（御舟川）、新町川水系（新町川、本陣川）及び新川水系（新川）並びにこれらと連接一体をなす内水面

○愛媛県告示第1505号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
単流 鎌川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字伊崎215番 2 地先から同町大字南君字伊崎185番 1 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字伊崎222番地先から同町大字南君字伊崎186番 5 地先まで
単流 伊崎川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字伊崎44番地先から同町大字南君字伊崎61番 2 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字伊崎45番地先から同町大字南君字伊崎68番 2 地先まで
単流 西川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字西530番地先から同町大字南君字西467番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字西530番地先から同町大字南君字東583番 2 地先まで
単流 神田川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字東743番地先から同町大字南君字東667番 2 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字東749番地先から同町大字南君字東942番 3 地先まで
単流 長田川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字谷1056番地先から同町大字南君字東番外26番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字谷1065番地先から同町大字南君字東番外26番地先まで
単流 谷川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字谷1181番 3 地先から同町大字南君字畑1562番15地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字谷1818番 2 地先から同町大字南君字東立目2026番 5 地先まで
単流 清水川	右岸 北宇和郡吉田町大字南君字谷1601番地先から同町大字南君字向畑1562番 8 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字南君字向畑1700番地先から同町大字南君字向畑1562番 9 地先まで

幹流 知永川	右岸 北宇和郡吉田町大字知永字高畑210番地先から同町大字知永字知永953番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字知永字高畑209番地先から同町大字知永字知永1277番 6 地先まで
支流 小名川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字小名 2 番耕地1397番地先から同町大字立間字雪森 2 番耕地1941番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字小名 2 番耕地1395番地先から同町大字立間字雪森 2 番耕地1793番 5 地先まで
支流 中の谷川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字中之谷 2 番耕地1114番 1 地先から同町大字立間字雪森 2 番耕地1790番 2 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字中之谷 2 番耕地1115番地先から同町大字立間字中之谷 2 番耕地997番 2 地先まで
小支流 合蔵川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字合蔵 1 番耕地231番地先から同町大字立間字合蔵 1 番耕地29番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字合蔵 1 番耕地701番地先から同町大字立間字三反田 2 番耕地2901番地先まで
小支流 ハジカミ川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字門田 1 番耕地430番地先から同町大字立間字門田 1 番耕地424番 1 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字ハジカミ 1 番耕地421番地先から同町大字立間字厄が市 1 番耕地361番地先まで
小支流 容の谷川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字田島 1 番耕地677番地先から同町大字立間字田島 1 番耕地668番 2 地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字大の谷 1 番耕地680番地先から同町大字立間字黒坪 1 番耕地765番地先まで
小支流 荒巻川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字鳥ガ藪 3 番耕地1170番地先から同町大字立間字久枝 1 番耕地2593番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字鳥ガ藪 1 番耕地2370番地先から同町大字立間字半田 1 番耕地2226番地先まで
小支流 柏木川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字正勺 1 番耕地1115番地先から同町大字立間字助七郎 1 番耕地1194番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字黒坪 1 番耕地994番地先から同町大字立間字黒坪 1 番耕地849番地先まで
小支流 トウノコ川	右岸 北宇和郡吉田町大字立間字トウノコ 1 番耕地1300番地先から同町大字立間字八反代 1 番耕地1342番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字立間字トウノコ 1 番耕地1300番地先から同町大字立間字トウノコ 1 番耕地1234番地先まで

○愛媛県告示第1506号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市妻鳥町字上三本木1719番12並びに同市妻鳥町字下樋ノ上1760番 2、1761番10、1760番 2 地先農道及び1761番10地先農道

2 申請人の住所氏名

香川県高松市林町2217番地10

株式会社 穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津 哲

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市大町字鷹丸451番 1	宅地	2,635.29m <sup>2</sup>	180,852,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問  
い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成17年 8月29日（月）午後 2 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年 9月26日（月）午後 2 時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川 796 番地の 1

愛媛県西条地方局 7 階第 1 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
東温市樋口字前川甲1420番 6	雑種地	316.45m <sup>2</sup>	28,251,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問  
い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成17年 8月31日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年10月3日(月)午前10時

- (2) 入札及び開札の場所  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第二別館5階第3会議室

- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否  
要

- (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成18年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成17年7月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

- (1) 総合農学科

ア 一般入学試験

平成18年1月19日(木) 学科試験及び面接試験

イ 推薦入学試験

平成17年11月22日(火) 学科試験、面接試験及び

口頭試問

- (2) アグリビジネス科

平成18年1月20日(金) 学科試験、面接試験及び口頭試問

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び入学資格

- (1) 総合農学科

コース	野菜複合コース	花き複合コース	果樹コース	畜産コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて55人			
入学資格	学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定に該当する者			

- (2) アグリビジネス科

コース	栽培育種コース	環境・流通コース	家畜管理コース	食品加工コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて15人			
入学資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者 (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたもの)に限る。)を卒業した者 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者			

5 学科試験科目

- (1) 総合農学科

ア 一般入学試験

必須科目 国語(古典及び古典講読を除く。)及び数学I

選択科目 農業科学基礎、化学I又は生物Iのうち1科目

イ 推薦入学試験

小論文

- (2) アグリビジネス科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸、畜産又は食品加工のうち1科目

6 入学願書受付期間

- (1) 総合農学科

ア 一般入学試験

平成17年12月12日(月)から22日(木)まで

イ 推薦入学試験

平成17年11月1日(火)から11日(金)まで

- (2) アグリビジネス科

平成17年12月12日(月)から22日(木)まで

- (3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学

校長に提出すること。

- (1) 最終学校の調査書
  - (2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）
  - (3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校の長の推薦書
  - (4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1013

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

愛媛県人事委員会  
委員長 稲瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1 宇和島市の項中「 | 蔭淵1639番地

「 | 津島町御内 353  
| 宇和島警察署蔭淵駐在所 | 」を 「 | 津島町御内 717  
| 蔭淵1639番地

番地 | 宇和島市御横県有林事務所 |  
番地 | 宇和島警察署御横駐在所 | に、「 |  
| 宇和島警察署蔭淵駐在所 | 」

下波5516番地 | 栽培漁業センター

「 | 下波5516番地 | 栽培漁業セ  
| 」を 「 | 津島町山財字長野乙 144 番地 | 山財ダム管  
| 津島町嵐 237 番地の 1 | 宇和島警察

ンター  
理事務所 | に改める。  
署下灘駐在所 | 」

別表第1 北宇和郡の項中 「 | 津島町大字御内 353 番地  
| 津島町大字御内 717 番地

「 | 津島町御横県有林事務所 | 及び 「 | 津島町大字山  
| 宇和島警察署御横駐在所 | 」 「 | 津島町大字嵐  
財字長野乙 144 番地 | 山財ダム管理事務所  
237 番地の 1 | 宇和島警察署下灘駐在所 | 」を削る

別表第2 喜多郡の項の次に次のように加える。

宇和島市	津島町北灘甲2147番地38	宇和島警察署北灘駐在所
------	----------------	-------------

別表第2 北宇和郡の項中「 | 津島町北灘甲 2147 番地 38 | 宇和島警察署北灘駐在所 | 」を削る。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第6号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成17年8月1日から施行する。

平成17年7月29日

愛媛県人事委員会  
委員長 稲瀬 道 和

1(1)の表宇和島市の項を次のように改める。

宇和島市	宇和島市立竹ヶ島小学校	5 級
	宇和島市立蔭淵小学校	2 級
	宇和島市立戸島小学校	
	宇和島市立嘉島小学校	
	宇和島市立日振島小学校	
	宇和島市立御横小学校	
	宇和島市立由良小学校	
宇和島市立由良小学校須下分校	1 級	
宇和島市立遊子小学校		
宇和島市立曾根小学校		
宇和島市立由良小学校平井分校		

「 | 津島町立竹ヶ島小学校  
| 津島町立御横小学校  
| 津島町立由良小学校  
| 津島町立由良小学校須下分校

1(1)の表北宇和郡の項中

5 級
2 級

及び「津島町立曾根小学校  
津島町立由良小学校平井分校」を削る。

3(1)の表宇和島市の項学校名の欄中「宇和島市立三浦小学校」を「宇和島市立三浦小学校  
宇和島市立浦知小学校」に改め、同表北宇和郡の項を削る。

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成17年7月25日に次のとおり指示した。

平成17年7月29日

愛媛県内水面漁場管理委員会  
会長 森岡 惇一

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め



、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公供用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成17年7月25日から平成18年3月31日まで

---

任 免 辞 令

---

○公営企業任免辞令

7月12日

愛媛県技術史員 中 村 有 希

願により本職を免ずる

